

自治体における廃棄物 処理の現状と課題

平成29年9月27日(水)

公益社団法人 全国都市清掃会議
大熊 洋二

1. 全国都市清掃会議の概要
2. 自治体における廃棄物処理の現状
3. 市区町村の現状
4. 廃棄物処理における市区町村の責任と課題

1. 全国都市清掃会議 概要

全国の自治体(市区町村:正会員)と企業(賛助会員)等が、市区町村の廃棄物行政が抱える課題解決のために組織する公益社団法人

加入状況《平成29年9月現在》

*自治体:

区分	加入数	加入率
参加自治体数	841	48%
市・特別区	510	61%
町村	331	39%

参加自治体の人口1億500万人(全人口の83%)

*賛助会員:61社

会 長:横浜市資源循環局長

副会長:大阪市環境局長、川崎市環境局長、岡山市環境局長

名誉会長:横浜市長

名誉副会長:川崎市長・岡山市長

組 織:全国7地区協議会、賛助会員協議会

沿革

昭和22年(1947)都市清掃協会として発足 その後会員を増加して全国に展開

昭和51年(1976)社団法人全国都市清掃会議として改組

平成24年(2012)公益社団法人として内閣府より認可

事業内容

1. 調査研究事業

廃棄物処理事業に関する提言・要望、調査研究、図書出版

2. 普及啓発事業

研修会等事業、広報啓発活動、国際交流 (国際廃棄物協議会(ISWA)のナショナルメンバー)

3. 技術指導相談事業

ごみ処理施設などの建設、維持管理に係る技術的な相談、助言、指導、
新技術の検証確認

4. 適正処理困難廃棄物対策事業

協議会等の開催及び使用済み乾電池等広域回収・処理事業の実施

5. 廃棄物処理プラント保険事業

6. その他

・災害廃棄物広域処理等支援など

D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)の一員として、昨年熊本地震や今年の九州北部豪雨において支援(災害廃棄物の処理、ごみ収集車や技術者の派遣)

2. 自治体における廃棄物処理の現状

(以下、実績数値は「日本の廃棄物処理」(環境省廃棄物対策課)による。)

ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量
ともに、平成12年度をピークに年々減少

年 度	ごみ排出量	1人1日当たり
平成12年度	5,480万トン	1,185g
平成27年度	4,398万トン	939g

ごみ収集の状況
直営から委託へシフトしている

年 度	直営	委託	許可業者
平成12年度	37%	37%	26%
平成27年度	22%	50%	28%

ごみ焼却施設の状況

施設数は年々減少、処理能力は横ばい。
地球温暖化対策に寄与する発電設備を有する施設数
(348=全施設の30%)、総発電能力とも大幅に増加

年 度	施設数	処理能力	発 電 施設数	発電 能力
平成12年度	1,715	201,557 t/日	233	1,192 千kw
平成27年度	1,141	181,891 t/日	348	1,934 千w

ごみ処理事業経費(平成27年度)

- ・ごみ処理事業費総額 = 19,495億円/年
- ・1人当たりのごみ処理経費 = 15,200円/年
- ・・・H13年度をピークに年々低減し、ここ10年は横ばい傾向が続いたが、H25年度から増加傾向に。(施設の更新需要の増大が影響)

焼却施設建設費

5千万円/ton 3千万円 最近では1億円を超える例も

2. 自治体における廃棄物処理の現状

3Rの一層の推進[安全で衛生的な処理 = 全量焼却と埋立処分 資源循環へ]

- ・2Rの推進[発生抑制と再使用の取り組みが遅れている]
- ・「ごみ処理の有料化」の導入等

リサイクル率

年 度	リサイクル率
平成12年度	14.3%
平成27年度	20.4%

ごみ処理手数料(粗大ごみを除く生活ごみ) 自治体数

	27年度
有料	1,119 (64.3%)
無料	615 (35.3%)
収集なし	7 (0.4%)

分別収集の進展

全自治体数の60%以上が分別品目11~20品目。

最終処分場の逼迫

最終処分量は年々減少しつつも、依然最終処分場は逼迫している。302の自治体(17.3%)が一般廃棄物の最終処分場を未保有。

特に大都市圏での確保が困難であり、関東、中部地区等では、最終処分場の確保ができず最終処分が広域化している。また海面埋立には巨額な費用がかかる。今後とも、3Rの推進により、最終処分場の延命化を図っていく必要がある。

最終処分場(一般廃棄物)の状況

残余容量は低減傾向にあるが、処分量の減少により残余年数は、増加傾向

年 度	残余容量	残余年数
12年度	165百万m ³	12.8年
27年度	104百万m ³	20.4年

2. 自治体における廃棄物処理の現状

ごみの処理方法[単位万トン]

直接焼却の処理量は年々減少しているが、依然ごみ処理の基本は直接焼却である。リサイクル率については横ばい。直接最終処分は大幅減となっている。

年 度	ごみ総処理量	直接焼却	資源化等の 中間処理	直接資源化	直接最終処分
平成12年度	5,209	4,030 (77.4%)	648 (12.4%)	223 (4.3%)	308 (5.9%)
平成27年度	4,170	3,342 (80.1%)	578 (13.9%)	203 (4.9%)	47 (1.1%)
差引	- 1,039 - 19.9%	- 688 - 17.1%	- 70 - 10.8%	- 20 - 9.0%	- 261 - 84.7%

3. 市区町村の現状

1) 少子高齢化社会への対応(人口減)

待機児童対策、高齢者施策の見直し

2) 地方財政の逼迫 < 税収の減少と財政の硬直化 >

義務的経費(社会福祉費、教育費)の増大

過去のインフラ整備に係る起債の償還(公債費の増大)

新たな行政需要の増大と多様化

3) 行財政全般にわたる見直し、効率化、減量化

- ・ 人員、人件費の削減(総人件費の抑制)
- ・ 施策の優先化(政策の選択と集中)
- ・ 適正な受益者負担
- ・ 税、料金、手数料の滞納対策
- ・ 新たな収入、財源の確保(新税、ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入)
- ・ 新規の起債の発行抑制(健全なプライマリーバランス)

4) 民の力の活用

民間委託、指定管理者制度の活用、民営化
PFI、BTO、DBOの活用etc

5) 地域活性化方策(ふるさと創生)

地域特性の活用と雇用創出

6) 地域主権の確立 地域活性化

・ 地方自治体のあり方(道州制、都構想、大都市制度、広域行政)

7) 住民の安全、安心の確立

・ リスクマネジメント、防災対策(ソフト、ハードの両面)

8) 行政のアカウンタビリティ

・ 情報公開、説明責任、コンプライアンス

4. 廃棄物処理における市区町村の責任と課題

1) 自治体の責任(行政責任)と役割

- ・生活環境保全上の支障の除去(廃棄物処理法の自治体の権限)
- ・生活環境の保全と適正処理は、自治体の責任
(廃棄物処理は一日たりとも止められない行政サービス)
- ・自治体が、処理責任、情報提供義務、説明責任、コンプライアンスなどをきちんと果たすことが必要。

2) 自治体間の連携

- ・廃棄物の広域処理
- ・災害廃棄物の収集・処理等の支援
(参考) ・関東東北豪雨災害(27年) ・熊本地震災害(28年)
・九州北部豪雨災害(29年)など

3) 一般廃棄物処理計画の策定(災害廃棄物処理計画、資源循環計画を含む)

- ・災害廃棄物処理計画の策定又は見直しは早急に行うべき課題
(災害に備えた平時の取組も重要)
- ・地域特性に見合った施策展開による地域活性化
- ・明確な目標と具体的な仕組みを設定

4) 廃棄物処理に必要なインフラ、資機材の確保

- ・焼却施設、最終処分場等（引き続き国の財政支援が必要）
- ・廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置付けることにより、低炭素化や強靱化との同時達成を図ることが重要

5) 不適正事案への対応

- ・廃棄物の横流し、違法な不要品回収業者・ヤード対策、不法投棄、資源ごみ持ち去り、ごみ屋敷

廃棄物処理法改正（H29.6.9）

6) 地球温暖化対策の推進

- ・収集・運搬から再生利用・最終処分に至るまでの徹底した低炭素化が必要
- ・環境保全、安全対策に加え、各施策の環境負荷の点検

7) 市民、事業者との共創、協働の実現

- ・自治体は市民、事業者、地域団体等のコーディネーター役

8) 社会の変化に伴って生じる新たな課題への対応

・少子高齢化社会への対応

(例:高齢者の見守りなどの福祉政策と連携したごみ収集等)

・その他社会の変化に伴って生じる新たな課題に対応した将来的な廃棄物処理のビジョンが必要

9) 国際連携

・公害克服を通じて蓄積した環境技術やノウハウなどを活用し、企業と協力しながら環境国際協力や環境ビジネスを推進